

## 北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

平成19年 7月 27日

訓令第34号

改正 平成20年 7月 24日 訓令第22号

改正 平成21年10月 21日 訓令第30号

改正 平成24年 6月 1日 訓令第28号

改正 平成24年 8月 8日 訓令第40号

改正 平成24年 9月 25日 訓令第51号

改正 平成26年 2月 14日 訓令第 2号

改正 平成26年 9月 1日 訓令第46号

改正 平成28年11月 1日 訓令第45号

改正 平成29年 6月 1日 訓令第14号

改正 平成29年 8月 1日 訓令第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）に基づき、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (3) ブロック塀 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (4) 耐震診断 別表第2欄①に掲げるもののうち、いずれかの方法により行う住宅、建築物（以下「住宅等」という。）及びブロック塀（住宅等に付属するものに限る。）の地震に対する安全性の評価をいう。
- (5) 改修設計 耐震化のための計画の策定をいう。
- (6) 耐震改修 別表第2欄(3)に掲げるもののうち、いずれかの方法により行う

一戸建ての住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

- (7) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第12号に定める書類をいう。

（交付目的）

第3条 本補助金は、北栄町耐震改修促進計画に基づき、住宅等及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

（対象となる住宅等の要件）

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅等及びブロック塀（以下「対象住宅等」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築された住宅であること。
- (2) ブロック塀にあっては、住宅等と併せて事業を実施する場合で、多数の者が通行する道路に面したものであること。
- (3) 本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。
- (4) 改修設計又は耐震改修（ブロック塀にあっては、撤去又は再設置に係るものを含む。以下同じ。）の場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (5) 耐震改修を行う場合にあっては、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたものであること。
- (6) 国、地方公共団体以外の者が所有するものであること。

（補助対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象住宅等の所有者とする（以下「事業主体」という。）。

ただし、町税、税外収入金その他の本町の歳入となるべきものを滞納していない者とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（別表第1欄に掲げる対象建物の区分に応じ同表第3欄に定める額を限度とする。以下「補助対象経費」という。）の額に3分の2（補助事業が耐震改

修の場合にあつては、3分の3)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

- (1) 耐震診断 耐震診断の実施に要する経費(一般診断法による場合にあつては、補修費及び修繕費を除く。)の額
- (2) 改修設計 改修設計の実施に要する経費の額
- (3) 耐震改修 耐震改修の実施に要する経費の額

- 2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該仕入控除税額を除くものとする。

(交付申請)

第7条 規則第5条の規定により、本補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。
  - (1) 事業計画(実績)書(様式第1号)
  - (2) 収支予算(決算)書(様式第2号)
  - (3) 個人情報の調査承諾書(様式第6号)

- 3 第1項に規定する補助金の交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付決定)

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金等の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付を行うことを決定したときは補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付を行わないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該事業主体に通知するものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第11条第1項に規定する町長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完了(予定)年月日の変更(当該年度において完了しない場合に限る。)以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第10条 規則第18条の規定による補助事業等実績報告書は、様式第1号及び第2号を添付し、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告に当たり、第8条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあっては、当該実績報告の時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)を、補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第11条 前条に規定する実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第6条関係）

1 対象建物	2 補助事業等	3 補助対象経費限度額
<p>一戸建ての住宅 （ブロック塀を 含む。以下同 じ。）</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する耐震診断 （その時点における最新の基準によって 行われるものに限る。）</p> <p>① 建築基準法施行令（昭和25年政令第33 8号）第3章第8節に規定する構造計算 によるもの</p> <p>② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施 について技術上の指針となるべき事項 （平成18年国土交通省告示第184号別 添。以下「指針」という。）第一に示す もの</p>	<p>一般診断法にあって は1戸当たり86,400 円（当該対象建物等 の設計図書がない場 合にあっては111,24 0円） その他の診断法に あっては1戸当たり 134,000円 ※所有者負担あり 限度額の2/3 所有者負担なし 限度額の3/3</p>
<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 （避難所等含 む）</p>	<p>③ 国土交通省住宅局監修の「木造住宅の 耐震診断と補強方法（木造住宅の耐震精 密診断と補強方法改訂版）」に示す一般 診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>④ その他①から③までに掲げる耐震診断 と同等以上の評価精度を有すると認めら れるもの</p>	<p>延べ床面積×単価+ (1,540千円)×2/3 ① 延べ床面積1,000 ㎡以内の部分 2,06 0円/㎡ ② 延べ床面積1,000 ㎡を超え2,000㎡以 内の部分 1,540円 /㎡ ③ 延べ床面積2,000 ㎡を超える部分 1, 030円/㎡ ※設計図書の復元、 第3者機関の判定等 診断以外に要する費 用は1,540千円を加 算することができる</p>

<p>一戸建ての住宅</p>	<p>(2)改修設計</p>	<p>1戸当たり240千円 ※限度額の2/3</p>
<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 (避難所等含 む)</p>		<p>延べ床面積×単価× 2/3 ①延べ床面積1,000 ㎡以内の部分 2,06 0円/㎡ ②延べ床面積1,000 ㎡を超え2,000㎡以 内の部分 1,540円 /㎡ ③延べ床面積2,000 ㎡を超える部分 1, 030円/㎡</p>
<p>一戸建ての住宅</p>	<p>(3)次のいずれかに該当する耐震改修又 は建替え (③、④にあつては②の基準を満たすた めに段階的に行われるものに限る。) ①建築基準法第19条及び第20条の規定に 適合するように行われるもの ②指針第二に示す耐震改修を行い、I w が1.0以上となるもの 建築物については、I s が0.6以上と なるもの(公共施設においては、0.7以 上) ③指針第二に示す耐震改修を行い、I w が0.7以上となるもの 建築物については、I s が0.5以上と なるもの ※将来的に各階のI w 値を1.0以上、I s 値を0.5以上とする計画のもとに行わ れるもの</p>	<p>1戸当たり耐震改修 の実施に要する経費 の (昭和56年5月31日 以前に建築されたも の) 2/3又は1,000千 円のいずれか低い額 ※ただし、平成30年 度までの3年間限定 とする。 (昭和56年6月1日 から平成12年5月31 日に建築されたも の) 1/3又は1,000千 円のいずれか低い額 (上記以外に建築さ れた物) 23%又は1,000千 円のいずれか低い額</p>

<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 (避難所等含 む)</p>	<p>④指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI<sub>w</sub>が1.0以上となるもの 建築物について、各階層のI<sub>s</sub>が0.6以上となるもの</p> <p>⑤その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p> <p>※特定天井について、平成26年3月3日以前に建築された建築物(避難所等と同じ)</p>	<p>延べ床面積×単価 (住宅) 33,500円/m<sup>2</sup> (マンション) 49,400円/m<sup>2</sup> (建築物) 50,300円/m<sup>2</sup> ※免震工法等の特殊な工法は、82,300円/m<sup>2</sup> ※避難所等 1/3</p>
<p>一戸建て住宅</p>	<p>(4)耐震シェルター設置</p>	<p>1戸当たり設置の実施に要する経費の (平成12年5月31日以前に建築されたもの) 23%又は822千円のいずれか低い額</p>
<p>一戸建て住宅</p>	<p>(5)除却</p>	<p>1戸当たり設置の実施に要する経費の (平成12年5月31日以前に建築されたもの) 23%又は822千円のいずれか低い額</p>
<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物</p>	<p>※特定天井について、平成26年3月3日以前に建築された建築物(避難所等以外)</p>	<p>1棟当たりの実施に要する経費の23%</p>
<p>一戸建て住宅</p>	<p>(6)屋根瓦耐震対策</p>	<p>1戸当たりの実施に要する経費の1/3又は300千円のいずれか低い額 ※平成12年6月1日以降に建築又は耐震性のあるもの</p>

<p>一戸建ての住宅 以外の住宅又は 建築物 (非構造部材)</p>	<p>(7)非構造部材 落下防止対策</p>	<p>1棟当たり対策の実 施に要する経費の (避難所等) 1 / 3 又は900千円 のいずれか低い額 (避難所等以外) 2 3 % 又は600千円 のいずれか低い額</p>
------------------------------------------------	----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 1 この表において I w とは、指針第一第一号に掲げる構造耐震指標のことをい  
い、各階の張り間及び桁行方向の I w のうちの最小値とする。ただし、第 2 欄  
(3)④においては、2 階建て住宅の 1 階部分の最小値とする。
- 2 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法（時刻  
歴応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合、「I w」を「評  
点」と読み替えるものとする。
- 3 その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつて  
は、I w は当該指標によることができる。
- 4 ブロック塀については改修（撤去又は再設置を含む）後に第 2 欄(3)①又は⑤  
となるものを対象とし、当該改修費用は一戸建ての住宅の改修費用に含めて補  
助対象経費を算定する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

事業計画（実績）書

住宅等の種別	<input type="checkbox"/> 住宅（一戸建て住宅・長屋・共同住宅） <input type="checkbox"/> 建築物		
補助事業の種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 ・一般診断法 （設計図書：有・無） ・精密診断法 ・その他		
住宅等の種別	<input type="checkbox"/> 改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
住宅等の名称			
住宅等の所在地	北栄町		
住宅等の所有者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他（ ）		
規 模	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ床面積
			m <sup>2</sup>
			地上 階
			地下 階
建 築 時 期	年 月 日		
事 業 着 手 （予定）年月日	年 月 日		
事 業 完 了 （予定）年月日	年 月 日		
総 事 業 費	円		
消 費 税 仕入控除税額	<input type="checkbox"/> 含む（ ）円 <input type="checkbox"/> 含まない		
補助対象経費	円		
町 補 助 額	円		
添 付 書 類	申請	1	位置図
		2	住宅の建築時期が確認できるもの
		3	補助事業に要する費用の見積書の写し
	実績報告	1	事業に係る成果品等の写し
		2	請求書又は領収書の写し
		3	契約書又は請書の写し

様式第2号（第7条、第10条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

区 分	予 算（決 算）額	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算（決 算）額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金については、北栄町補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業を実施する住宅等及び補助事業の種別  
住宅等種別 住宅（一戸建て住宅・長屋・共同住宅） 建築物  
補助事業の種別 耐震診断（一般診断法・精密診断法・その他）  
改修設計 耐震改修
- 3 住宅等の名称
- 4 住宅等の所在地
- 5 交付決定額 金 円
- 6 交付予定時期 補助事業完了後補助金交付額が確定した後通知する。
- 7 交付の条件
  - (1) 補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助事業に着手すること。
  - (2) 補助事業に着手したときは、直ちに町長に届け出ること。
  - (3) 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
  - (5) その他北栄町補助金等交付規則及び北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うこと。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

北栄町長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業を実施する住宅等及び補助事業の種別  
住宅等種別 住宅（一戸建て住宅・長屋・共同住宅） 建築物  
補助事業の種別 耐震診断（一般診断法・精密診断法・その他）  
改修設計 耐震改修
- 2 住宅等の名称
- 3 住宅等の所在地
- 4 理由

様式第5号（第11条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

北栄町長 様

住 所

氏 名 ㊞

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた北栄町震災に強いまちづくり促進事業の補助対象事業に係る仕入控除税額が確定したので、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円  
( 年 月 日付 第 号)
- 2 補助金の交付申請又は実績報告の時ににおいて減額した仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

様式第6号（第7条関係）

個人情報の調査承諾書

私は、北栄町震災に強いまちづくり促進事業の申請に関して当事業以外の目的で使用しないことを条件とし、下記について承諾します。

記

1. 北栄町長が指名した北栄町震災に強いまちづくり促進事業の審査業務に従事する北栄町職員が、私の町税、税外収入金その他北栄町の歳入となるべきものすべての納入状況を調査すること。

北栄町長                      様

年      月      日

申請者

住 所

氏 名

印

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

附 則（平成20年訓令第22号）

この要綱は、平成20年7月24日から施行する。

附 則（平成21年訓令第30号）

この要綱は、平成21年10月21日から施行し、同年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則（平成24年訓令第28号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第40号）

この要綱は、平成24年8月8日から施行し、平成24年度から適用する。

附 則（平成24年訓令第51号）

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則（平成26年訓令第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第46号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第45号）

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第14号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第21号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。